

水俣市議会会議録

令和2年8月第4回臨時会（8月4日開閉会）

水 俣 市 議 会

委員長報告に対する質疑	18
討 論	18
採 決	18
日程第8 意見第4号 令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興に関する意見書について	19
日程第9 意見第5号 国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について	20
日程第10 意見第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について	21
日程第11 意見第7号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の柔軟な活用 を求める意見書について	22
○真野頼隆君の提案理由説明	23
○小路貴紀君の提案理由説明	24
○藤本壽子君の提案理由説明	25
○岩村龍男君の提案理由説明	26
質 疑	26
討 論	27
採 決	27
閉 会	27

令和2年8月4日

令和2年8月第4回水俣市議会臨時会会議録

(全)

令和2年8月第4回水俣市議会臨時会会議録（全）

1、令和2年8月4日水俣市長第1回水俣市議会臨時会を招集する。

1、令和2年8月4日午前10時1分水俣市議会議長第4回水俣市議会臨時会の開会を宣告する。

1、令和2年8月4日午後5時50分水俣市議会議長第4回水俣市議会臨時会の閉会を宣告する。

令和2年8月4日（火曜日）

午前10時1分 開会

午後5時50分 閉会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 睦 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀧 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（坂 本 禎 一 君）	主 幹（関 洋 一 君）
議 事 係 長（中 村 亮 彦 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
主 事（岩 本 伊 代 君）	

（説明のため出席した者） 13人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長（一 期 崎 充 君）
産業建設部長（城 山 浩 和 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
産業建設部次長（本 田 聖 治 君）	教 育 次 長（前 田 裕 美 君）
上下水道局長（岩 井 昭 洋 君）	総務企画部市長公室長（永 田 久 美 子 君）
総務企画部総務課長（梅 下 俊 克 君）	総務企画部企画課長（設 楽 聡 君）
総務企画部財政課長（岡 本 夫 美 代 君）	

○議事日程

令和2年8月4日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について (付託委員会)
- 第3 議第83号 専決処分の報告及び承認について
専第13号 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第6号) (総務産業)
- 第4 議第84号 専決処分の報告及び承認について
専第14号 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第7号) (各委)
- 第5 議第85号 専決処分の報告及び承認について
専第15号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第2号)
(総務産業)
- 第6 議第86号 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第8号) (各委)
- 第7 議第87号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第3号) (総務産業)
- 第8 意見第4号 令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興に関する意見書について
- 第9 意見第5号 国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について
- 第10 意見第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
- 第11 意見第7号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の柔軟な活用を求める意見書について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

7月豪雨災害犠牲者に対する黙祷

○議長(岩阪雅文君) 開会に先立ちまして、7月に発生した豪雨災害では、人々の安心・安全な暮らしを一瞬にして奪ってしまうという、悲惨な出来事が起こってしまいました。特に近隣の自治体では、甚大な被害とともに、多くの尊い人命が失われたことは、まことに痛恨の極みです。

ここに、犠牲となられた方々に哀悼の意を表し、黙祷を行いたいと思います。

御起立を願います。

黙祷。

(起立・黙祷)

○議長(岩阪雅文君) 黙祷を終わります。

御着席願います。

開会

午前10時1分 開会

○議長（岩阪雅文君） ただいまから令和2年第4回水俣市議会臨時会を開会します。

○議長（岩阪雅文君） これから本日の会議を開きます。

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

去る6月定例会で可決された「新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書」については、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく、公益財団法人水俣市振興公社及び株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況報告各1件が提出されましたので、議席に配布しておきました。

次に、監査委員から、令和元年度と令和2年度における令和2年4月分、5月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告及び令和2年5月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えてありますから御閲覧願います。

次に、今期臨時会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、堀内総務企画部長、一期崎福祉環境部長、城山産業建設部長、本田産業建設部次長、永田市長公室長、梅下総務課長、設楽企画課長、岡本財政課長、小島教育長、前田教育次長、岩井上下水道局長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において杉迫一樹議員、田中睦議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日と決定しました。

日程第3 議第83号 専決処分の報告及び承認について

専第13号 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第6号)

日程第4 議第84号 専決処分の報告及び承認について

専第14号 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第7号)

日程第5 議第85号 専決処分の報告及び承認について

専第15号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第2号)

日程第6 議第86号 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第8号)

日程第7 議第87号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(岩阪雅文君) 日程第3、議第83号専決処分の報告及び承認についてから、日程第7、議第87号令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第3号までの5件を一括して議題とします。

議第83号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年8月4日提出

水俣市長 高岡利治

専第13号 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第6号)

専第13号

専 決 処 分 書

令和2年度水俣市の一般会計補正予算(第6号)を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和2年7月2日専決

水俣市長 高岡利治

(専決処分を必要とする理由)

新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

令和2年度水俣市一般会計補正予算(第6号)

令和2年度水俣市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110,445千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,995,751千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第6号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
13 国庫支出金		4,897,772	110,445	5,008,217
	2 国庫補助金	3,045,479	110,445	3,155,924
補正されなかった款に係る額		14,987,534		14,987,534
歳入合計		19,885,306	110,445	19,995,751

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
6 商工費		768,228	110,445	878,673
	1 商工費	204,569	110,445	315,014
補正されなかった款に係る額		19,117,078		19,117,078
歳出合計		19,885,306	110,445	19,995,751

議第84号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年8月4日提出

水俣市長 高岡利治

専第14号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

専第14号

専決処分書

令和2年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和2年7月4日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

令和2年7月豪雨に係る災害復旧等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

令和2年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

令和2年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ467,671千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,463,422千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正(第7号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
11 分担金及び負担金		67,666	68,330	135,996
	1 分担金	12,339	68,330	80,669
13 国庫支出金		5,008,217	27,378	5,035,595
	2 国庫補助金	3,155,924	27,378	3,183,302
14 県支出金		1,518,282	152,594	1,670,876
	1 県負担金	789,210	40,065	829,275
	2 県補助金	659,868	112,529	772,397
17 繰入金		687,965	67,385	755,350
	1 基金繰入金	577,882	67,385	645,267
19 諸収入		388,913	22,084	410,997
	4 雑入	289,705	22,084	311,789
20 市債		3,014,500	129,900	3,144,400
	1 市債	3,014,500	129,900	3,144,400
補正されなかった款に係る額		9,310,208		9,310,208
歳入合計		19,995,751	467,671	20,463,422

歳出

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		5,855,471	1,584	5,857,055
	2 徴税費	178,319	1,584	179,903
3 民生費		5,633,075	44,181	5,677,256
	4 災害救助費	0	44,181	44,181
4 衛生費		2,060,210	9,038	2,069,248
	1 保健衛生費	370,529	8,627	379,156
	2 清掃費	960,164	441	960,575
8 消防費		509,936	7,670	517,606
	1 消防費	509,936	7,670	517,606
9 教育費		1,231,067	3,960	1,235,027
	4 社会教育費	386,261	3,960	390,221
10 災害復旧費		50	401,238	401,288
	1 農林水産施設災害復旧費	1	272,081	272,082
	2 公共土木施設災害復旧費	49	129,038	129,087
	3 文教施設災害復旧費	0	119	119
補正されなかった款に係る額		4,705,942		4,705,942
歳出合計		19,995,751	467,671	20,463,422

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 1,411,600				千円 1,541,500			
補正されなかった事業にかかる額	1,602,900				1,602,900			
計	3,014,500				3,144,400			

議第85号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年8月4日提出

水俣市長 高岡利治

専第15号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

専第15号

専 決 処 分 書

令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第2号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和2年7月4日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

令和2年7月豪雨に係る災害復旧等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和2年度水俣市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,673千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,536千円」に、「当年度分損益勘定留保資金377,640千円」を「当年度分損益勘定留保資金376,777千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	173,642千円	9,500千円	183,142千円
第1項 企業債	152,500千円	9,500千円	162,000千円
第2項 負担金	436千円	0千円	436千円
第3項 補助金	20,706千円	0千円	20,706千円
	支	出	
第1款 資本的支出	555,955千円	9,500千円	565,455千円
第1項 建設改良費	63,126千円	9,500千円	72,626千円
第2項 企業債償還金	491,829千円	0千円	491,829千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(企業債の補正)

第3条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
地方公営企業等災害復旧事業	千円 30,000	千円 39,500

議第86号

令和2年度水俣市一般会計補正予算(第8号)

令和2年度水俣市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ416,696千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,880,118千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和2年8月4日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正(第8号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
13 国庫支出金		5,035,595	339,677	5,375,272
	2 国庫補助金	3,183,302	339,677	3,522,979
14 県支出金		1,670,876	11,365	1,682,241
	2 県補助金	772,397	11,365	783,762
17 繰入金		755,350	△72,648	682,702
	1 基金繰入金	645,267	△72,648	572,619
19 諸収入		410,997	2	410,999
	4 雑入	311,789	2	311,791
20 市債		3,144,400	138,300	3,282,700
	1 市債	3,144,400	138,300	3,282,700
補正されなかった款に係る額		9,446,204		9,446,204
歳入合計		20,463,422	416,696	20,880,118

歳出

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		5,857,055	307,356	6,164,411
	1 総務管理費	5,505,477	307,356	5,812,833
3 民生費		5,677,256	10,000	5,687,256
	2 児童福祉費	1,952,104	10,000	1,962,104
4 衛生費		2,069,248	1,152	2,070,400

第1項 建設改良費	72,626千円	9,130千円	81,756千円
第2項 企業債償還金	491,829千円	0千円	491,829千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(他会計からの補助金等の補正)

第3条 予算第10条中「442,201千円」を「451,331千円」に改める。

令和2年8月4日提出

水俣市長 高岡利治

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本臨時市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第83号専決処分の報告及び承認について、専第13号令和2年度水俣市一般会計補正予算第6号について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,044万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ199億9,575万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第6款商工費に、観光産業緊急対策支援事業を計上いたしております。

その財源といたしましては、第13款国庫支出金をもって調整いたしております。

次に、議第84号専決処分の報告及び承認について、専第14号令和2年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

本案は、令和2年7月豪雨に係る災害復旧等のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億6,767万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ204億6,342万2,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第3款民生費に、災害救助費、第10款災害復旧費に、農業施設災害復旧費等を計上いたしております。

その財源といたしましては、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、地方債の補正といたしまして、災害復旧事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第85号専決処分の報告及び承認について、専第15号令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、令和2年7月豪雨に係る災害復旧等のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算第4条に定める資本的収入及び支出の額をそれぞれ950万円増額して、補正後の資本的収入の額を1億8,314万2,000円、資本的支出の額を5億6,545万5,000円とするものであります。

補正の内容としましては、資本的収入において、地方公営企業等災害復旧事業債の増額、資本的支出において、陣内雨水幹線水路災害復旧費の増額を計上しております。

このほか、企業債の補正といたしまして、地方公営企業等災害復旧事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第86号令和2年度水俣市一般会計補正予算第8号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億1,669万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ208億8,011万8,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、情報格差是正事業、テレワーク環境整備事業、第3款民生費に、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業、第5款農林水産業費及び第6款商工費に、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業、第8款消防費に、災害時備蓄用品等整備事業、第9款教育費に、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、家計急変学生等支援事業等を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、地方債の補正といたしまして、過疎対策事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第87号令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算第4条に定める資本的収入及び支出の額をそれぞれ913万円増額して、補正後の資本的収入の額を1億9,227万2,000円、資本的支出の額を5億7,458万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、資本的収入において一般会計繰入金の増額、資本的支出において下水道施設管理システム整備に係る無形固定資産取得費の増額を計上いたしております。

以上、本市議会に提案いたしました、議第83号から議第87号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午前10時11分 休憩

午前10時11分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、提出議案の質疑に入ります。

日程第3、議第83号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

○議長（岩阪雅文君） 日程第4、議第84号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

○議長（岩阪雅文君） 日程第5、議第85号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

○議長（岩阪雅文君） 日程第6、議第86号令和2年度水俣市一般会計補正予算第8号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

○議長（岩阪雅文君） 日程第7、議第87号令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第83号から、議第87号までの議案5件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時13分 休憩

午後5時15分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、それぞれ所管の常任委員会に付託しておりました、議第83号から議第87号までについて、委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩村龍男議員。

（総務産業委員長 岩村龍男君登壇）

○総務産業委員長（岩村龍男君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第83号令和2年度水俣市一般会計補正予算第6号について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,044万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ199億9,575万1,000円とするものである。

補正の内容としては、第6款商工費に、観光産業緊急対策支援事業を計上している。

その財源としては、第13款国庫支出金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、泊まって応援キャンペーンについて、今の予約状況を把握しているかとただしたのに対し、すべての状況を把握はしていないが、7月22日の宿泊予約分から実施しているところもあれば、8月の中旬以降から実施するところもあり、各旅館の事情に応じて予約開始時期をお任せしている状況であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第84号令和2年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

本案は、令和2年7月豪雨に係る災害復旧等のため、予算措置に急施を要したため、専決処分

を行ったものである。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、徴税費、第3款民生費に、災害救助費、第10款災害復旧費に、農林水産施設災害復旧費等を計上している。

その財源としては、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

このほか、地方債の補正として、災害復旧事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、豪雨災害に伴い、罹災証明書の事務を行っているところだと思うが、現時点で、2次調査についての希望は出ているのかとただしたのに対し、被害認定の調査の依頼があり、調査結果に基づき、昨日までで33件の罹災証明書を発行している。罹災証明書の内容を見られて、被害認定区分に不服がある場合には、2次調査の申請ができるようになっているが、現時点ではその申請はないとの答弁がありました。

また、災害復旧事業に係る補助金について、今後、補助率の嵩上げがある見込みという説明であったが、本市が激甚災害に指定された場合かとただしたのに対し、そのとおりであり、今回、激甚災害に指定された場合には、補助率の嵩上げが見込まれる。過去5年間の平均した補助率は、農地が96.3%、農業施設が98.4%となっており、受益者の分担金はかなり軽減されるのではないかと見込んでいるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第85号令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、令和2年7月豪雨に係る災害復旧等のため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算第4条に定める資本的収入及び支出の額をそれぞれ950万円増額して、補正後の資本的収入の額を1億8,314万2,000円、資本的支出の額を5億6,545万5,000円とするものである。

補正の内容としては、資本的収入において、地方公営企業等災害復旧事業債の増額、資本的支出において、陣内雨水幹線水路災害復旧費の増額を計上している。

このほか、企業債の補正として、地方公営企業等災害復旧事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、議第86号令和2年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、情報格差是正事業、テレワーク環境整備事業、第

5 款農林水産業費及び第 6 款商工費に、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業、第 8 款消防費に、災害時備蓄用品等整備事業等を計上している。

なお、財源としては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

このほか、地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、財政調整基金の残額はどれくらいになるかとただしたのに対し、今回の補正を終えた段階で、取り崩し額が1億9,885万1,000円となり、残額見込みが3億5,000万円程度になるとの答弁がありました。

また、避難所用防災倉庫はどこに設置をするのかとただしたのに対し、パーテーションや段ボールベッド等、各避難所に備蓄スペースがないところがあるので、防災倉庫の建設を検討している。場所については、もやい館、葛彩館、総合体育館南部館、愛林館に屋外用の防災倉庫を建てる予定である。また、これ以外で収納スペースがないところには、屋内用の防災倉庫を設置予定であるとの答弁がありました。

さらに、簡易トイレについて、どういうタイプを設置予定かとただしたのに対し、今回、洋式型のトイレを考えているが、その中には下水道に直結するマンホールトイレは考えていないとの答弁がありました。

また、観光PRラッピングトラック運行事業について、運行台数と今後のスケジュール等の内容についてただしたのに対し、台数は当面1台を予定しており、今後、状況を見ながら増やすことも検討している。また、9月中旬からの運行開始予定であるが、最低3年間は同じデザインでの運行を継続する予定であるとの答弁がありました。

また、コロナの感染拡大が広がる中、この事業をどのように考えているかとただしたのに対し、市内外から今すぐ水俣にきてもらうことを目的としているわけではなく、早いうちから水俣を知ってもらい、中、長期につながるような新たな観光宣伝のツールとして考えているとの答弁がありました。

なお、委員から、コロナと経済の両立は国も地方も同じであり、大変厳しい状況にあることは理解している。そういったなかで、行政としてできることはやっていくことが先決であり、今後もしっかりと事業をやっていただきたいとの要望がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第87号令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、令和2年度水俣市公共下水道事業会計予算第4条に定める資本的収入及び支出

の額をそれぞれ913万円増額して、補正後の資本的収入の額を1億9,227万2,000円、資本的支出の額を5億7,458万5,000円とするものである。

補正の内容としては、資本的収入において一般会計繰入金を増額、資本的支出において下水道施設管理システム整備に係る無形固定資産取得費の増額を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、厚生文教委員長谷口明弘議員。

（厚生文教委員長 谷口明弘君登壇）

○厚生文教委員長（谷口明弘君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、専決処分されました議第84号令和2年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

本案は、令和2年7月豪雨に係る災害復旧等のため、予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、災害救助費、第4款衛生費に、保健衛生費等、第10款災害復旧費に、文教施設災害復旧費を計上している。

その財源としては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、発掘調査測量等業務委託について、豪雨により城山公園内の水俣城跡地で土砂が崩落したため、災害復旧工事の実施前に発掘調査を行う必要があるとの説明があった。発掘調査は土砂崩落に関係なく予定されていたものかとただしたのに対し、もともと予定はしていなかったが、土砂崩落により遺物が出てきたため、発掘調査が必要になったとの答弁がありました。

また、豪雨による海岸漂着物の処理方法についてただしたのに対し、シルバー人材センターに収集、分別等の業務を委託し、その後、クリーンセンターに持ち込み、処分をするとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第86号令和2年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業、第4款衛生費に、保健衛生費、第9款教育費に、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、家計急変学生等支援事業等を計上している。

なお、財源としては、第13款国庫支出金、第14款県支出金をもって調整しているとの説明を受

け、質疑を行いました。

質疑の中で、購入予定の新型コロナウイルス感染症対策用品のうち消毒液以外の消耗品についてただしたのに対し、給食調理員の熱中症対策として冷却ベストなどを考えているとの答弁がありました。

また、小・中学校におけるタブレット端末の今後の使い方として、コロナ禍の中、リモートでの授業も想定しているのかとただしたのに対し、まず、タブレット端末を導入することが第一段階ではあるが、今後はリモートでの授業も考えていかなければならない。各家庭でインターネット環境が異なっており、現在調査中であるとの答弁がありました。

また、購入予定である市立図書館の図書消毒機の具体的な消毒方法についてただしたのに対し、返却された図書を機械に入れ、紫外線を30秒間あてることにより消毒がされるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和2年8月4日

総務産業常任委員長 岩村 龍 男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第83号	専決処分の報告及び承認について 専第13号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	承 認	全員賛成
議第84号	専決処分の報告及び承認について 専第14号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第7号）付託分	承 認	全員賛成
議第85号	専決処分の報告及び承認について 専第15号 令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	承 認	全員賛成
議第86号	令和2年度水俣市一般会計補正予算（第8号）付託分	原案可決	全員賛成
議第87号	令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和2年8月4日

厚生文教常任委員長 谷 口 明 弘

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
-------	-----	-------	-----

議第84号	専決処分の報告及び承認について 専第14号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第7号）付託分	承認	全員賛成
議第86号	令和2年度水俣市一般会計補正予算（第8号）付託分	原案可決	全員賛成

○議長（岩阪雅文君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第83号専決処分の報告及び承認についてから、議第85号専決処分の報告及び承認についてまで、3件を一括して採決します。

本3件に対する委員会の審査報告はいずれも承認であります。

本3件は、委員会審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本3件は、いずれも委員会の審査報告のとおり承認しました。

次に、議第86号令和2年度水俣市一般会計補正予算第8号及び議第87号令和2年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第3号の2件を一括して採決します。

本2件に対する委員会の審査報告はいずれも可決であります。

本2件は、委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも委員会審査報告のとおり可決しました。

日程第8 意見第4号 令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興に関する意見書について

日程第9 意見第5号 国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について

日程第10 意見第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

日程第11 意見第7号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の柔軟な活用を求

める意見書について

○議長（岩阪雅文君） 日程第8、意見第4号令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興に関する意見書についてから、日程第11、意見第7号新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の柔軟な活用を求める意見書についてを議題とします。

意見第4号

令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年8月4日

提出者議員 真野 頼 隆
高岡 朱 美
小路 貴 紀
藤本 壽 子
岩村 龍 男
松本 和 幸

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様
(別紙)

令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興に関する意見書

令和2年7月豪雨による河川の氾濫や土砂災害等により、現時点で判明しているだけでも、住家について、床上浸水や一部損壊など200棟以上が被害を受けている。また、道路、河川等のインフラ施設で200件以上、農地・農業施設で77件、市営住宅で約120戸のほか、公園施設、公立学校施設等に多くの被害が発生した。

今回の災害は、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む市民にとって、大きな不安を与え、熊本地震で被災した庁舎の建替などの事業を進めている本市においては、重い財政負担を課すものとなった。

こうした状況の中、国におかれては、被災地域の日も早い復旧・復興が実現できるよう、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

1 激甚災害（本激）の早期指定と全面的な財政支援

令和2年7月豪雨について、「激甚災害（本激）」として早期に指定するとともに、新型コロナ禍で経済状況が著しく落ち込んでいる被災地域の日も早い復旧のため、予備費の活用や早期の補正予算編成による国費の財源の確保と特別交付税の重点配分等、特別な財政措置を講じること。

2 被災者救護と生活再建に向けた支援

今回の豪雨災害では民家への土砂の流入による被害が多く、高齢者世帯ではその復旧もままならないため、災害救助法による障害物の除去や被災者生活再建支援制度の支給額の増額、対象の拡充を行うこと。

また、災害廃棄物等の早期処理のため補助率の嵩上げなど特別な財政措置を講じること。

3 生活インフラの早期復旧に向けた強力な支援

道路、河川及び公共下水道施設などの公共土木施設の災害復旧事業の早期実施について、特段の措置を講じるとともに、土砂が堆積した河川の浚渫、急傾斜地崩壊対策事業などの防災事業についても格段の財政措置を講じること。

4 農林水産業の早期復旧に向けた支援

農地・農業用施設、林道の災害復旧事業、治山事業の補助率の嵩上げ、十分な予算の確保、地方負担額に係る地方財政措置を講じるとともに、改良復旧などが適切に進むよう制度の充実及び十分な予算確保を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症対策として実施する「経営継続補助金」等については農林漁業者が被災していることから、受付などに柔軟な対応を行うこと。

5 海域漂流物の早期回収に向けた支援

漁業の操業等に重大な支障をきたしている流木等の海域漂流物について、早期かつ確実な回収・処分に向け、十分な予算を確保すること。

6 鉄道の早期復旧に向けた支援

甚大な被害を受けた肥薩おれんじ鉄道について、早期の全線復旧が実現するよう特別な財政措置を講じること。
また、鉄道不通区間の通学支援等のために、鉄道事業者が行う代替バスの運行経費等に対して特別な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年8月4日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣 高 市 早 苗 様
文部科学大臣 萩生田 光 一 様
厚生労働大臣 加 藤 勝 信 様
農林水産大臣 江 藤 拓 様
経済産業大臣 梶 山 弘 志 様
国土交通大臣 赤 羽 一 嘉 様
環 境 大 臣 小 泉 進 次 郎 様
内閣府特命担当大臣(防災) 武 田 良 太 様
衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様
参 議 院 議 長 山 東 昭 子 様

意見第5号

国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年8月4日

提出者議員 小 路 貴 紀
高 岡 朱 美
藤 本 壽 子
岩 村 龍 男
真 野 頼 隆
松 本 和 幸

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様
(別紙)

国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

近年、我が国は、豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雪など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、令和2年度までに集中的に取り組むこととしている。

本市においても、平成15年の土石流災害などの自然災害の教訓を踏まえて「水俣市国土強靱化地域計画」を策定し、今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながるよう本市の強靱化を進めているところであり、十分な予算を安定的かつ継続的に確保する必要がある。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 3か年緊急対策後も、地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額を確保し、継続して国土強靱化対策を強力に推進すること。

災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年8月4日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣 高 市 早 苗 様
国土交通大臣 赤 羽 一 嘉 様
内閣官房長官 菅 義 偉 様
内閣府特命担当大臣(防災) 武 田 良 太 様
国土強靱化担当大臣 武 田 良 太 様
衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様
参 議 院 議 長 山 東 昭 子 様

意見第6号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年8月4日

提出者議員 藤 本 壽 子
高 岡 朱 美
小 路 貴 紀
岩 村 龍 男
真 野 頼 隆
松 本 和 幸

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様
(別紙)

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における産業の振興や生活基盤の整備などに一定の成果を挙げたところである。

しかしながら、著しい人口減少や高齢化の進行、農林水産業の衰退、維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、依然として過疎地域は極めて深刻な問題に直面しており、さらに、熊本地震の影響もあり、過疎市町村の財政状況は大変厳しい状況に置かれている。

過疎地域は、国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は、国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を

充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

よって、国におかれては、現行過疎対策法失効後も、過疎地域の厳しい現状や意見を十分に踏まえた新たな過疎対策法を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年8月4日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣 高 市 早 苗 様
農林水産大臣 江 藤 拓 様
国土交通大臣 赤 羽 一 嘉 様
衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様
参 議 院 議 長 山 東 昭 子 様

意見第7号

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の柔軟な活用を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年8月4日

提出者議員 岩 村 龍 男
高 岡 朱 美
小 路 貴 紀
藤 本 壽 子
真 野 頼 隆
松 本 和 幸

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様
(別紙)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の柔軟な活用を求める意見書

国の二度にわたる補正予算において、様々な制度の創設・拡充がなされるとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が創設・増額され、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施できることとなった。

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、交付金を活用した様々な対応策を検討している中、令和2年7月豪雨により甚大な被害が発生した。新型コロナウイルス対応を行いながら、当面は避難所開設等の災害救助、道路等インフラ施設の応急復旧を行い、今後は多くの被災箇所に係る災害復旧事業を早急に実施しなければならないため、交付金の有効活用に向けた十分な検討が進まないことが懸念される。

また、現在、熊本県内や本市が隣接する鹿児島県でも感染者が増加しており、今後の影響が十分に見通せない中、現時点で将来を見据えた課題を念頭に、事前に制度設計をすることは難しい面がある。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、用途を限定せず、基金積立により複数年での活用を可能とするとともに、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、地域ごとに実情が異なるため、対象事業や対象経費を限定することなく、柔軟に活用できるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年8月4日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様

総務大臣 高市早苗様
厚生労働大臣 加藤勝信様
内閣府特命担当大臣(地方創生) 北村誠吾様
衆議院議長 大島理森様
参議院議長 山東昭子様

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明を求めます。

初めに、意見第4号令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興に関する意見書について。

提出者代表、真野頼隆議員。

（提出者代表 真野頼隆君登壇）

○真野頼隆君 提出者を代表して、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興に関する意見書について、案文を読み上げ、提案理由の説明といたします。

令和2年7月豪雨による河川の氾濫や土砂災害等により、現時点で判明しているだけでも、住家について、床上浸水や一部損壊など200棟以上が被害を受けている。また、道路、河川等のインフラ施設で200件以上、農地・農林業施設で77件、市営住宅で約120戸のほか、公園施設、公立学校施設等に多くの被害が発生した。

今回の災害は、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む市民にとって、大きな不安を与え、熊本地震で被災した庁舎の建替などの事業を進めている本市においては、重い財政負担を課すものとなった。

こうした状況の中、国におかれては、被災地域の日も早い復旧・復興が実現できるよう、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

1 激甚災害（本激）の早期指定と全面的な財政支援

令和2年7月豪雨について、「激甚災害（本激）」として早期に指定するとともに、新型コロナ禍で経済状況が著しく落ち込んでいる被災地域の日も早い復旧のため、予備費の活用や早期の補正予算編成による国費の財源の確保と特別交付税の重点配分等、特別な財政措置を講じること。

2 被災者救護と生活再建に向けた支援

今回の豪雨災害では民家への土砂の流入による被害が多く、高齢者世帯ではその復旧もままならないため、災害救助法による障害物の除去や被災者生活再建支援制度の支給額の増額、対象の拡充を行うこと。

また、災害廃棄物等の早期処理のため補助率の嵩上げなど特別な財政措置を講じること。

3 生活インフラの早期復旧に向けた強力な支援

道路、河川及び公共下水道施設などの公共土木施設の災害復旧事業の早期実施について、特段

の措置を講じるとともに、土砂が堆積した河川の浚渫、急傾斜地崩壊対策事業などの防災事業についても格段の財政措置を講じること。

4 農林水産業の早期復旧に向けた支援

農地・農業用施設、林道の災害復旧事業、治山事業の補助率の嵩上げ、十分な予算の確保、地方負担額に係る地方財政措置を講じるとともに、改良復旧などが適切に進むよう制度の充実及び十分な予算確保を行うこと。

また、新型コロナ感染症対策として実施する「経営継続補助金」等については農林漁業者が被災していることから、受付などに柔軟な対応を行うこと。

5 海域漂流物の早期回収に向けた支援

漁業の操業等に重大な支障をきたしている流木等の海域漂流物について、早期かつ確実な回収・処分に向け、十分な予算を確保すること。

6 鉄道の早期復旧に向けた支援

甚大な被害を受けた肥薩おれんじ鉄道について、早期の全線復旧が実現するよう特別な財政措置を講じること。

また、鉄道不通区間の通学支援等のために、鉄道事業者が行う代替バスの運行経費等に対して特別な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

全会一致の御賛同、よろしく申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 次に、意見第5号国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について。

提出者代表、小路貴紀議員。

（提出者代表 小路貴紀君登壇）

○小路貴紀君 提出者を代表して、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について、案文を読み上げ、提案理由の説明といたします。

近年、我が国は、豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雪など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、令和2年度までに集中的に取り組むこととしている。

本市においても、平成15年の土石流災害などの自然災害の教訓を踏まえて「水俣市国土強靱化

地域計画」を策定し、今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながるよう本市の強靱化を進めているところであり、十分な予算を安定的かつ継続的に確保する必要がある。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 3か年緊急対策後も、地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額を確保し、継続して国土強靱化対策を強力に推進すること。

災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

全会一致の御賛同、よろしくお願いいたします。

- 議長（岩阪雅文君） 次に、意見第6号新たな過疎対策法の制定に関する意見書について。

提出者代表、藤本壽子議員。

（提出者代表 藤本壽子君登壇）

- 藤本壽子君 提出者を代表して、新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、案文を読み上げ、提案理由の説明といたします。

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における産業の振興や生活基盤の整備などに一定の成果を挙げたところである。

しかしながら、著しい人口減少や高齢化の進行、農林水産業の衰退、維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、依然として過疎地域は極めて深刻な問題に直面しており、さらに、熊本地震の影響もあり、過疎市町村の財政状況は大変厳しい状況に置かれている。

過疎地域は、国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は、国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

よって、国におかれては、現行過疎対策法失効後も、過疎地域の厳しい現状や意見を十分に踏まえた新たな過疎対策法を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

全会一致の御賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 次に、意見第7号新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の柔軟な活用を求める意見書について。

提出者代表、岩村龍男議員。

（提出者代表 岩村龍男君登壇）

○岩村龍男君 提出者を代表して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の柔軟な活用を求める意見書について、案文を読み上げ、提案理由の説明といたします。

国の二度にわたる補正予算において、様々な制度の創設・拡充がなされるとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が創設・増額され、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施できることとなった。

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、交付金を活用した様々な対応策を検討している中、令和2年7月豪雨により甚大な被害が発生した。新型コロナウイルス対応を行いながら、当面は避難所開設等の災害救助、道路等インフラ施設の応急復旧を行い、今後は多くの被災箇所に係る災害復旧事業を早急に実施しなければならないため、交付金の有効活用に向けた十分な検討が進まないことが懸念される。

また、現在、熊本県内や本市が隣接する鹿児島県でも感染者が増加しており、今後の影響が十分に見通せない中、現時点で将来を見据えた課題を念頭に、事前に制度設計をすることは難しい面がある。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、用途を限定せず、基金積立により複数年での活用を可能とするとともに、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、地域ごとに実情が異なるため、対象事業や対象経費を限定することなく、柔軟に活用できるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

全会一致の御賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま提案理由の説明がありました意見書4件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました本4件については、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本4件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本4件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

意見第4号、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興に関する意見書についてから、意見第7号、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の柔軟な活用を求める意見書についてを採決します。

本4件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本4件は、原案のとおり可決しました。

○議長（岩阪雅文君） 以上で今期臨時会の全日程を終了しました。

これで、令和2年第4回水俣市議会臨時会を閉会します。

午後5時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 岩 阪 雅 文

署名議員 杉 迫 一 樹

署名議員 田 中 睦

令和2年8月第4回水俣市議会臨時会（8月4日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第83号	専決処分の報告及び承認について 専第13号 令和2年度水俣市一般会 計補正予算(第6号)	8月4日	総務産業	8月4日 承認	
議第84号	専決処分の報告及び承認について 専第14号 令和2年度水俣市一般会 計補正予算(第7号)	8月4日	各 委	8月4日 承認	
議第85号	専決処分の報告及び承認について 専第15号 令和2年度水俣市公共下 水道事業会計補正予算 (第2号)	8月4日	総務産業	8月4日 承認	
議第86号	令和2年度水俣市一般会計補正予算(第 8号)	8月4日	各 委	8月4日 原案可決	
議第87号	令和2年度水俣市公共下水道事業会計 補正予算(第3号)	8月4日	総務産業	8月4日 原案可決	

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第4号	令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興 に関する意見書について	8月4日	省 略	8月4日 原案可決	
意見第5号	国土強靱化対策の継続・拡充を求める意 見書について	8月4日	省 略	8月4日 原案可決	
意見第6号	新たな過疎対策法の制定に関する意見 書について	8月4日	省 略	8月4日 原案可決	
意見第7号	新型コロナウイルス感染症対応地方創 生臨時交付金等の柔軟な活用を求める 意見書について	8月4日	省 略	8月4日 原案可決	

〔報告〕

番 号	件 名	報告月日
報告9号	公益財団法人水俣市振興公社の経営状況報告について	8月4日
報告10号	株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況報告について	8月4日